

## 「会員会費および寄附の税制優遇措置について」の税額控除の計算式の訂正について

さて、本会ホームページ等に掲載しておりました「会員会費および寄附の税制優遇措置について」の中で、(1) 所得税の寄附金控除 (2) 税額控除の計算式を誤って表記してしまいました。お詫びして、下記のとおり、訂正いたします

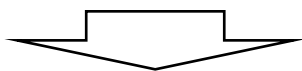
### 誤

#### ① 税額控除

下記の計算式による金額が、支払うべき年間所得税額から直接控除されます。

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{その年中に支出した特定寄附金の合計額と、その年中の総所得} \\ \text{金額等（総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額）} \\ \text{の40\%相当額のうち、いずれか少ない方の金額} \end{array} \right\} - 2,000 \text{円} \times 40\%$$

※ 税額控除の際の控除対象額は、所得税額の25%を限度とします。



### 正

#### ① 税額控除

下記の計算式による金額が、支払うべき年間所得税額から直接控除されます。

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{その年中に支出した特定寄附金の合計額と、その年中の総所得} \\ \text{金額等（総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額）} \\ \text{の40\%相当額のうち、いずれか少ない方の金額} \end{array} \right\} - 2,000 \text{円} \times 40\%$$

※ 税額控除の際の控除対象額は、所得税額の25%を限度とします。

平成30年2月21日